

越 契 第 3 7 2 号

令和2年10月21日

越谷市労働報酬等審議会

会 長 田 中 浩 介 様

越 谷 市 長 高 橋



労働報酬下限額について（諮問）

越谷市公契約条例第6条第3項に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項

令和3年度労働報酬下限額について